

地震防災対策特別措置法について

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国どこでも起こりうる地震に対応するため、平成7年に議員立法により制定。本法に基づき、全都道府県において、「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、地震防災施設等の整備を推進。

本法に基づく国庫補助率の嵩上げ措置は5年間の時限措置(現行法における嵩上げ措置の期限:平成27年度末)であり、これまで、地方の要望を踏まえ、議員立法により、3回延長。

全国における地震防災対策の強力な推進

地震防災対策施設等の緊急整備

○「地震防災緊急事業五箇年計画」の推進

策定主体：都道府県知事

対象施設：避難地、避難路、消防用施設など29施設等

国庫補助率の嵩上げ：

- ・ 消防用施設、防災行政無線設備、貯水槽・自家発電設備、備蓄倉庫、救護設備の整備 1/3→1/2
- ・ 公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校の改築等 1/3→1/2or 2/3
- ・ 社会福祉施設の改築 1/2→2/3

嵩上げの適用期間：**平成27年度末まで**

五箇年計画：

第1次(平成8~12年度) 計画額 1兆8千5百億円	第2次(平成13~17年度) 計画額 1兆4千2百億円
第3次(平成18~22年度) 計画額 1兆2千2百億円	第4次(平成23~27年度) 計画額 1兆0千2百億円

地震に関する調査研究

○「地震調査研究推進本部」の設置

国としての観測、評価、広報、全体的な地震調査研究の推進、そのための体制整備

本部長

- ・ 文部科学大臣

構成メンバー

- ・ 文部科学省
- ・ 内閣官房
- ・ 内閣府
- ・ 総務省
- ・ 経済産業省
- ・ 国土交通省